

上里町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和４年８月
上里町

目 次

第1章 はじめに	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の内容及び位置づけ	3
3 対象とする疾患	3
4 行動計画の見直し及び検証等	4
第2章 対策の基本方針	5
1 新型インフルエンザ等の特徴	5
2 対策の目的と戦略	5
3 対策の基本的な考え方	6
4 対策実施上の留意点	8
5 発生時の被害想定等	9
6 対策推進のための役割分担	11
7 行動計画の主要6項目	13
8 町行動計画実施上の留意点	24
9 発生段階	24
第3章 各段階における対策	26
1 未発生期	26
2 海外発生期	29
3 国内発生早期	31
4 国内感染期	36
5 小康期	41
【資料編】	44
■関連組織一覧	45
■用語解説	46
■特定接種の対象となり得る業種・職務（政府行動計画の別添）	52
■上里町新型インフルエンザ等対策本部条例	60
■上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則	62

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年に1回程度、型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じることが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が平成25年4月に施行され、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合には、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザとの発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置が定められ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られた。

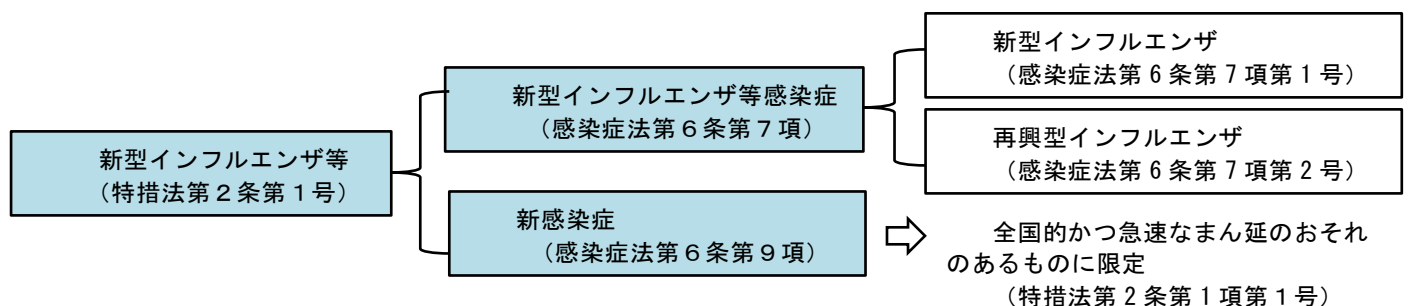
そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、上里町(以下「町」という。)全体の態勢を整備するために、上里町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を改めて定めるものとする。

2 計画の内容及び位置づけ

特措法第8条に基づき、町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)に基づく市町村行動計画に位置づけられるものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合なども含めた様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

3 対象とする疾患

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



※鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、埼玉県が実施する「国内で鳥インフルエンザが人で発生した場合等の対策」（「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」、平成26年1月、埼玉県、92～94ページ）に対し、必要に応じて協力する。

4 行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、町は、必要に応じて町行動計画の変更を行う。

第2章 対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中どこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内・県内にとどまらず町内への侵入も避けられないと考える。

(2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

病原性が高く、感染拡大のおそれがある新型インフルエンザ等が国内発生すれば、健康被害が甚大となるおそれがあるだけでなく、感染拡大防止策が効果的に講じられなかった場合には1～2 か月程度の期間に集中した大流行が複数回発生し、発症者や死亡者により医療の混乱及び火葬場の処理能力を超えた遺体の発生、交通機関の麻痺など町民の生命や健康に加えて、様々な社会機能に大きな影響を与える可能性も危惧されるため、町の危機管理に関わる重要な課題として位置づけて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と戦略

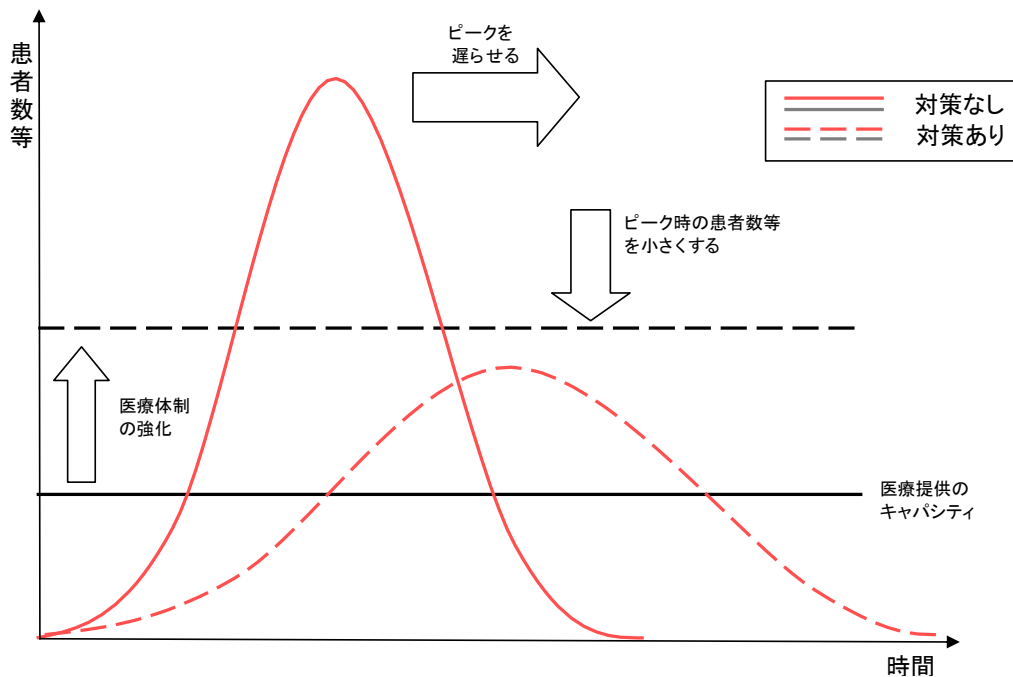
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 業務継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



3 対策の基本的な考え方

（１）対策の選択的実施

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できる対策を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

（２）戦略の柱

町行動計画においては、従来の科学的知見や国及び県の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立していく。

① 発生前の準備

地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給、接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

② 海外発生段階の対策

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替えるとともに町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせるよう対策を講じる。

③ 県内発生当初での感染拡大抑制

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じるとともに県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。

④ 県内感染拡大期の対応

国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行うとともに、社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいた通りにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。

⑤ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

県内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定した強力な対策を実施する。

常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価する。その結果、新型インフルエンザ等の病原性が判明し、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要があることが明らかになった場合には、必要性の低下した対策を速やかに縮小・中止する。

事態によっては、臨機応変に柔軟に対応し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫する。

(3) 町民による感染拡大防止策

事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要であり、日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となることや特に治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症（当時）が発生した場合、公衆衛生対策がより重要であるため周知と実践を町民に呼びかける。

4 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生したときに特措法その他の法令、それぞれの行動計画または業務継続計画に基づき、国・県・指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するとともに、上里町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、県対策本部及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進していくこととする。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請・指示、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請・指示、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送・収用、特定物資の売渡しの要請・指示の対策の実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行うこととし、その制限は必要最小限のものとする。実施の際には、法令の根拠があることを前提として町民に対して十分説明をし、理解を得ていく。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するとともに、対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行っていく。

(5) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、本町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存、公表していく。

5 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生のも時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。（り患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定し、米国疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention）により示された推計モデル（FluAid2.0 著者 Meltzer ら、2000 年 7 月）を用いて被害規模が推計されていると考えられる。）

国及び県の被害想定を基に、町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、町行動計画でもこれを参考とする。

	上里町（人口：2015. 1. 1 現在 31, 507 人）	
医療機関を受診する患者数	約 3, 3 0 0 人～6, 2 0 0 人	
入院患者数の上限	中等度	重度
	約 1 4 0 人	約 4 9 0 人
死亡者数の上限	中等度	重度
	約 5 0 人	約 1 6 0 人

	埼玉県（人口：721. 2 万人）		全国（人口：12, 751. 5 万人）	
医療機関を受診する患者数	約 75 万人～約 140 万人		約 1, 300 万人～約 2, 500 万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約 3 万人	約 11 万人	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約 9, 500 人	約 36, 000 人	約 17 万人	約 64 万人

※入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を 0. 53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を 2. 0%（重度）として、政府行動計画及び県行動計画の被害想定を参考に想定した。

※この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※この推計は、今後も適宜見直すことがある。

（２）社会的・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会的・経済的な影響として、従業員本人のり患や家族のり患により、多くの従業員が欠勤することが想定されるとともに、可能な限りの事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、町民生活において、学校・幼稚園・保育施設等の臨時休業、一部の福祉介護サービス等の縮小、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品等生活必需品等の物流が不足する恐れもあり、あらゆる場面で様々な影響がでることが予測される。

6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、国、県、町、医療機関、事業者、町民がそれぞれに果たす役割について次のとおりとする。

(1) 国の役割
地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。 【新型インフルエンザ等発生前】 ・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進 ・ 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
(2) 県の役割
特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。 県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 県対策本部等を設置 ・ 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携 ・ 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供 ・ 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 町の役割
住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 本町対策本部等を設置 ・ 要援護者への支援等に関し、主体的に、的確に対策を実施 ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携

(４) 医療機関の役割
【新型インフルエンザ等発生前】 ・ 新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策 ・ 必要となる医療資器材の確保 ・ 診療継続計画の策定 ・ 地域における医療連携体制の整備 【新型インフルエンザ等患者発生時】 ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・ 発生状況に応じて医療を提供
(５) 指定（地方）公共機関の役割
医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。 ・ 特措法に基づき業務計画を作成 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 新型インフルエンザ等対策を実施 ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
(６) 登録事業者の役割
医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施 ・ 事業活動の継続 ・ 発生前から、職場における感染対策の実施 ・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
(７) 一般の事業者の役割
新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
(８) 町民の役割
日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。 また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 【新型インフルエンザ等発生時】 ・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

7 行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制することによる町民の生命及び健康保護」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるための対策」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有」、「（３）まん延防止措置」、「（４）予防接種」、「（５）医療」、「（６）町民生活・町民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、町としては、国や県、他市町村、事業所との相互の連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「上里町新型インフルエンザ等対策推進会議」等を開催し、関係課等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、「政府対策本部」や「県対策本部」が設置された際には、国や県からの指示や情報に留意し、関係機関や関係課等と情報共有を行いながら、対応の準備を行う。さらに、政府対策本部長が、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われる。この際には、町長を本部長とした「上里町新型インフルエンザ等対策本部」（特措法第34条に基づく法定の対策本部）を設置し、必要な措置や対応を実施する。発生時には、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、「上里町新型インフルエンザ等対策推進会議」の意見を聴取しながら各行政機関や関係団体等が連携した取り組みを行う。

① 対策本部の組織体制

新型インフルエンザ等対策本部（資料編参照）

本部長	町長	
副本部長	副町長、教育長	
本部員	総務課長 総合政策課長 税務課長 町民福祉課長 子育て共生課長 健康保険課長 高齢者いきいき課長 道路整備課長 まちづくり推進課長	産業振興課長 会計課長 議会事務局長 教育総務課長 教育指導課長 生涯学習課長 上下水道課長 児玉郡市広域消防本部上里分署吏員 本庄市児玉郡医師会上里代表医師
事務局	くらし安全課（事務局長：くらし安全課長）	

② 諸会議

②-1 新型インフルエンザ等対策推進会議

幹事長	健康保険課長（感染症対策担当）	
副幹事長	町民福祉課長（危機管理担当）	
幹事	総務課長 総合政策課長 税務課長 くらし安全課長 子育て共生課長 高齢者いきいき課長 道路整備課長	まちづくり推進課長 産業振興課長 会計課長 議会事務局長 教育総務課長 生涯学習課長 上下水道課長
事務局	健康保険課（事務局長：健康保険課長）	

対策推進会議は、町行動計画の策定及び実際の対応を想定したガイドライン、マニュアル等の整備のために設置し、各課の対応ガイドラインやマニュアルの整備、体制整備の検討を行う。

なお、関係課においては、町民生活を支える事業体制の維持にも配慮した業務継続計画、もしくは対応マニュアル等の整備に努めるものとする。

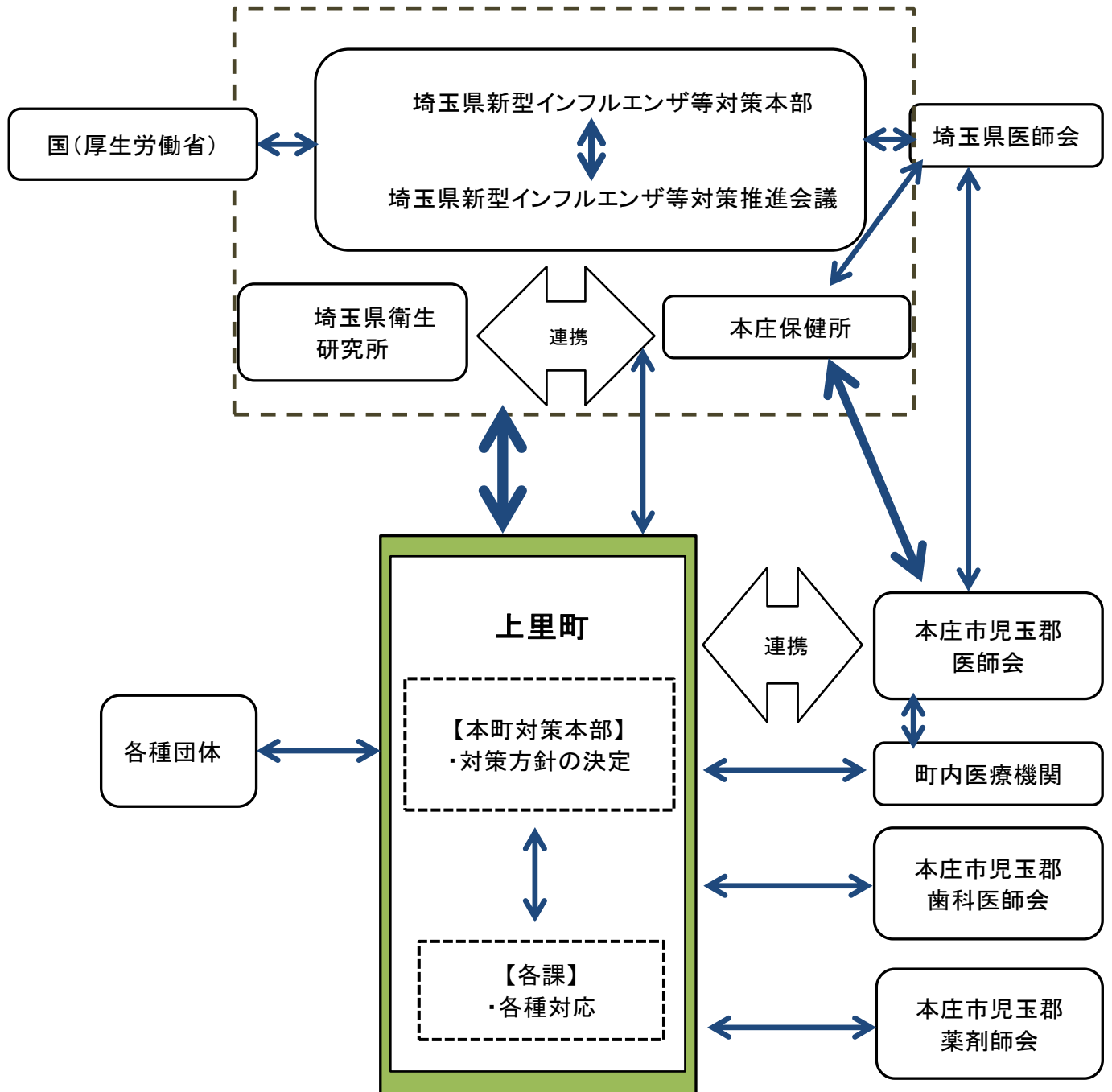
③新型インフルエンザ等対策にかかる町の各課の業務内容

担当課	業務内容
総務課	○広報及び啓発に関すること。 ○報道機関の連絡に関すること。 ○職員の感染予防及び状況把握並びに出勤自粛に関すること。 ○職員用の防護物品の準備・管理に関すること。 ○各課での業務の支障に備える応援体制に関すること。 ○町有自動車による人員、物資の輸送に関すること。 ○区長会及び町民活動に対する自粛の連絡調整に関すること。 ○本庁及び出先機関の衛生対策に関すること。 ○外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 ○町ホームページに新型インフルエンザ等情報サイトを開設し、運営すること。
総合政策課 税務課	○応急措置関係予算に関すること。 ○他課の業務応援に関すること。 ○町内公共交通の運行に関すること。
くらし安全課	○対策本部の設置運営に関すること。 ○新型インフルエンザ等対策本部会議の設置及び運営に関すること。 ○職員の配置体制及び本部命令の伝達に関すること。 ○各課の取組状況の把握及び連絡調整に関すること。 ○発生状況及び各種情報の収集に関すること。 ○町の業務継続計画策定に関すること。 ○危機管理の総合調整に関すること。 ○応急食料及び生活必需品の備蓄に関すること。 ○町民に対する食料及び生活必需品の備蓄の啓発に関すること。 ○防災行政無線による情報提供に関すること。 ○廃棄物の処理に関すること。
町民福祉課 高齢者いきいき課	○遺体の火葬・安置施設の確保に関すること。 ○他課の業務応援に関すること。 ○炊き出し食料に関すること。 ○高齢者及び障害者等の要援護者支援に関すること。 ○要援護者の状況把握及び情報提供に関すること。 ○社会福祉施設等の入所者及び職員の状況把握・対応に関すること。 ○社会福祉施設等における感染防止に関すること。 ○社会福祉施設等への情報提供及び連絡調整に関すること。 ○特定接種登録事業者（介護福祉事業者に限る）との連絡調整に関すること。 ○居宅サービス利用者の支援（デイサービス等の利用調整）に関すること。
子育て共生課	○保育所・放課後児童クラブの児童及び職員の状況把握・対応に関すること。 ○施設等の業務継続計画に関すること。

健康保険課	○対策本部運営の応援に関すること。 ○新型インフルエンザ等対策行動計画・対応マニュアル作成に関すること。 ○保健業務職員用の防護物品の準備・管理に関すること。 ○医師会等との連絡調整及び協力に関すること。 ○疫学調査の協力に関すること。 ○ワクチンの集団接種に関すること。 ○感染予防対策及び感染拡大抑制に関すること。 ○医療従事者への支援に関すること。 ○業務継続計画に関すること。 ○新型インフルエンザ等対策医療に関すること。 ○医師会との連携に関すること。
まちづくり推進課 道路整備課	○公園施設等の運営、閉鎖に関すること。 ○町営住宅入居者の状況把握・対応に関すること。 ○他課の業務応援に関すること。
産業振興課 農業委員事務局	○鳥などのインフルエンザの発生情報の収集に関すること。 ○企業の状況把握及び対策に関すること。 ○企業の業務継続計画の奨励に関すること。 ○食料及び生活必需品の確保に関すること。 ○発生状況及び各種情報の収集に関すること。 ○町有自動車による人員、物資の輸送に関すること。 ○対策本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 ○他課の業務応援に関すること。
上下水道課	○上下水道課危機管理対応マニュアルの作成に関すること。 ○水の安定供給に関すること。 ○医療機関等の関係施設への飲料水確保に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。
議会事務局 会計課	○町議会議員との連絡に関すること。 ○くらし安全課内の業務応援に関すること。
教育総務課 教育指導課 生涯学習課	○学校等における感染予防に関すること。 ○学校等への情報提供に関すること。 ○児童生徒及び職員の状況把握・対応に関すること。 ○学校等への要請・指示に関すること。 ○幼稚園等の児童及び職員の状況把握、対応に関すること。 ○炊き出し食料に関すること。 ○給食施設の運営管理に関すること。 ○社会教育団体等との連絡調整に関すること。 ○外来診療等への施設提供に関すること。 ○公共施設の閉鎖等の検討に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○他課の業務応援に関すること。

※担当課が明確でない業務が生じた時は、関係課で調整の上、担当課を定め、又は共同で業務に当たるものとする。

【上里町実施体制図】



(2) 情報提供・共有

①情報提供・共有の目的

国家レベルの危機管理に関わる重要な課題であるという共通理解の下に、国・県・町・医療機関・事業者・個人がその役割を認識し、十分な情報を基に適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階・分野において、各々のコミュニケーションが不可欠である。

また、コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

②情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のため、手段を検討し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③発生前における町民への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に継続的に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、乳幼児、児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点になりやすいことから、子育て共生課、学校教育課等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

④発生後における町民への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じ、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策決定のプロセス(科学的知見を踏まえ、どのような状況を考慮し、どのような判断がなされたか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にし、患者等の人権にも十分配慮した分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に消す情報を発信する必要がある。

媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行い、町民の情報収集の利便性向上を図る。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその感染者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

町民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な個別の相談については、新型インフルエンザ等電話相談窓口を設置し、対応する。

⑤情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、広報担当者が適宜適切に情報を共有するよう、町対策本部が調整する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、町民の不安等に応えるための説明を行うとともに、発信した情報に対する受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(3) まん延防止措置

①予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

まん延防止対策は、地域対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることも踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

②主なまん延防止策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとされており、町民に対して迅速に状況の理解と協力を求めていく。（特措法第45条第1項）

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県知事が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとされており、学校等各施設に対し迅速に状況の理解と協力を求めていく。

（特措法第45条第2項及び第3項）そのほか、国が行う検疫等の水際対策等に関して、必要に応じて、帰国者の健康観察等に適宜協力する。

(4) 予防接種

①ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

町は、国や県等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

②特定接種及び接種体制

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対して、自らが実施主体となり、原則として集団接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ検討し、国及び県の支援を得ながら、医師会、医療機関との連携により、接種体制を整えておく必要がある。

《参考》

政府行動計画Ⅱ-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種特定接種 抜粋

【特定接種】

特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添（資料P52～P59）のとおりとする。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

【特定接種の接種体制】

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

③住民接種及び実施体制

1) 住民接種の種類

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

2) 接種対象者

住民接種は、原則として町内に居住する者（在留外国人を含む）すべてを対象とする。他に、町内の医療機関に勤務している医療従事者及び入院している患者に対しても接種を実施する場合も考えられる。

3) 接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

④接種順位

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者を以下《参考》の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが整理されているが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

《参考》

政府行動計画Ⅱ-6(4)予防・まん延防止(ウ)予防接種

住民接種

抜粋

住民接種

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いとされる者。

- ・基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中・通院中の者を言う。）
- ・妊婦

②小児：（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えられることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

1)重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

【留意点】

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

(5) 医療

① 県の対策への協力等

県では、医療に関して対策を行う。町は、県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力をする。また、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用できるようにする。

② 在宅療養患者への支援

町は、医療機関、県、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応に係る準備等を行う。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限にできるよう、国、県、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

8 町行動計画実施上の留意点

(1) 計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能であるため、現在までに得られた最新の知見を基に、県や他市町村及び関係機関等と連携し、随時適切に町行動計画を見直す。

(2) 訓練の実施

町行動計画を実効性あるものとするには、関係機関との円滑な情報の提供・収集体制の構築について計画で規定する事項を実際に確認する必要があるため、関係機関と連携した訓練を実施し、訓練の結果を町行動計画に反映させる。（特措法第12条）

9 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

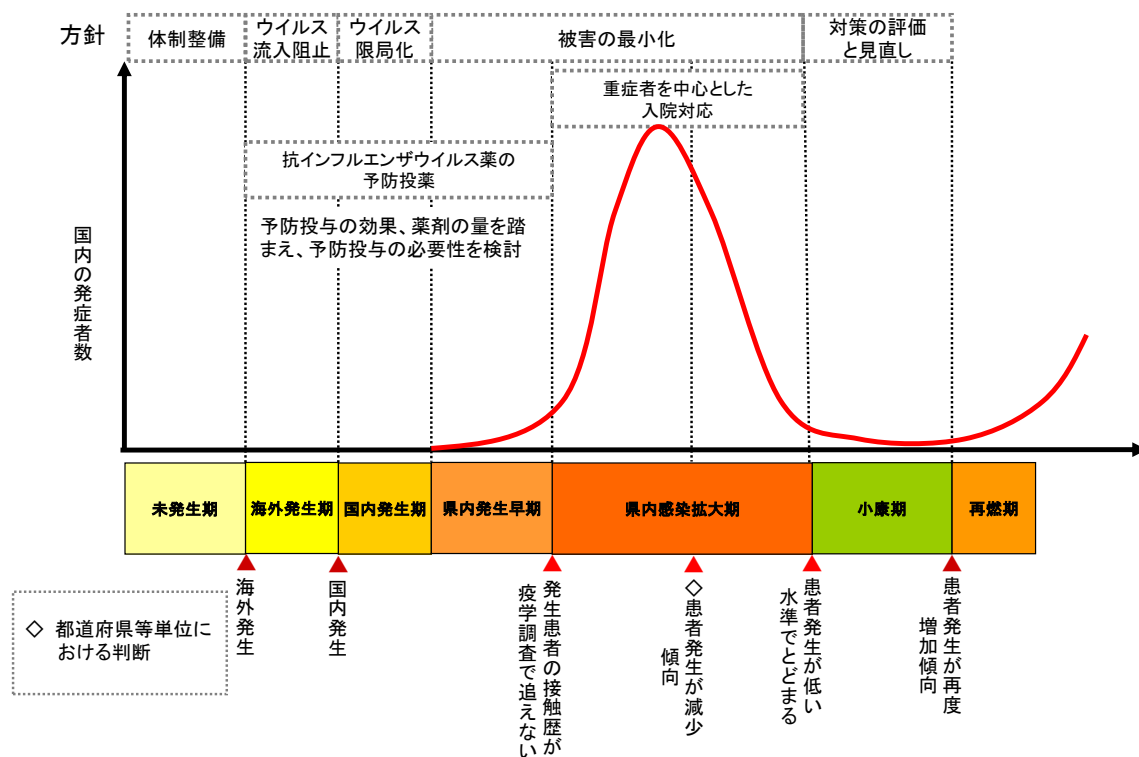
政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階（「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」）に分類した。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県レベルでの医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は発生段階を6つに分類（「国内発生早期」を「国内発生期」「県内発生早期」）し、その移行については、必要に応じて県対策本部が決定することとしている。本町は県行動計画と整合性を図るため、発生段階を6段階とし、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、県内未発生期であっても、町民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

■WHO及び国、県、本町の発生段階 ※は埼玉県における発生段階

	WHO	国	県	町	状態
発生段階	フェーズ 1、2、3	未発生期	未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態
	フェーズ 4、5、6	海外発生期	海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
		国内発生早期	※国内発生期 県内・町内未発生期		県・町内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していないが、他の都道府県で患者が発生している。
			※県内発生早期 県内・町内発生早期		県・町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		国内感染期	※県内感染拡大期 県内・町内感染期		県・町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。）
	ポストパンデミック期	小康期	小康期		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階と方針



第3章 各段階における対策

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、状態、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、町は、国が政府行動計画に基づき定める「基本的対処方針」及び県行動計画等を踏まえて検討する県内の新型インフルエンザ等対策の実施方針等を踏まえ、町行動計画に基づき対応する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期と必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期	
状態	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	①発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	①新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ②新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

①町行動計画等の作成

町は、特措法第8条の規定に基づき、県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画又は業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

②体制の整備及び関係機関の連携強化、訓練の実施

- ②-1 町における取組体制を整備・強化するために、対策推進会議等の枠組みを通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対応の準備を進める。また、関係各課におけるマニュアル整備、体制整備等の進行管理や課題等の検討を行う。
- ②-2 町行動計画を必要に応じて、適宜見直しを行う。
- ②-3 町行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
(特措法第12条)
- ②-4 町内発生時に円滑に対応するために、保健衛生職員等が最新情報を共有し、研修へ参加するなど新型インフルエンザ等対策の専門技術の向上を図る。

(2) 情報提供・共有

①継続的な情報提供

- ①-1 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体（広報、ホームページ、ポスター、リーフレット等）を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ①-2 マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ①-3 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、町民が理解しやすい内容の情報提供を行う。

②体制整備

コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ②-1 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や媒体の検討を行うとともに、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ②-2 町は、国の要請を受け、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、新型インフルエンザ等電話相談窓口の設置準備を進める。

(3) まん延防止措置

①個人における対策の普及

- ①-1 町、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ①-2 県の基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請について、町民への理解促進を図る。

② 地域対策・職場対策の周知

- ②-1 新型インフルエンザ等発生時に実施されている個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染症対策について周知を図る準備を行う。
- ②-2 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を県が実施することについて、必要に応じ協力する。

(4) 予防接種

①基準に該当する事業者の特定接種の登録

- ①-1 国が進める登録事業者の登録に関し、事業者に対しての登録作業に係る周知について必要に応じて協力する。
- ①-2 事業者の登録申請の受け付け等について、国や県からの要請に基づき協力する。

②接種体制の構築

【特定接種】

国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう対象者を把握し、接種体制を構築する。

【住民接種】

- ②-1 町は国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項（新臨時接種）に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるように体制を構築する。
- ②-2 国から示される接種体制の具体的なモデル等を参考に、速やかに接種することができるよう、本庄市児玉郡医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に関わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。
- ②-3 円滑な接種の実施のために、国や県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町外での接種を可能にするよう努める。

③ 情報提供

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

(5) 医療

①医療体制の協力

町は、県が進める医療体制の整備等に適宜協力する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

①新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援は、県内・町内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

②火葬能力等の把握

町は、県が実施する、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。
また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

③物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材（感染症対策の防護・サージカルマスク・キャップ等）の備蓄や整備等を行う。

2 海外発生期	
状態	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	①町（県）内発生に備え、体制の整備を行う。 ②町（県）内発生の早期発見に努める。
対策の考え方	①新たに発生した新型インフルエンザ等の病理性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等について十分な対応ができるよう、強力な措置をとる。 ②対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴に関する積極的な情報収集を行う。 ③町（県）内発生を早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。 ④海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、町内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。 ⑤町民生活及び町民経済の安定のため、町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（１）実施体制

①実施体制の強化等

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、必要に応じ、対策本部、上里町新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、発生状況等の情報共有を行い、国・県・保健所等の関係機関と連携をはかり、今後の町の対応等について確認する。

（２）情報提供・共有

①情報提供

- ①-1 町民や関係機関等に対して海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、町のホームページ等複数の媒体や機関を活用して、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ①-2 広報担当を中心として、情報の集約、整理及び一元的な発信をはかる。なお、対策の実施主体となる課が情報を提供する場合には、支援体制等の調整を行う。

②情報共有

関係機関等に対し電子メール、FAX、電話等の方法で、出来る限りリアルタイムに双方向の情報共有を行えるようにする。

③電話相談窓口の設置

- ③-1 町は、通常の事業に支障を来さないように、町民からの一般的な問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等電話相談窓口を、国の要請に基づいて設置し、国が示す新型インフルエンザ等対策に関するQ&A等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ③-2 町民から新型インフルエンザ等電話相談窓口寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて県に報告するとともに、町民がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映させる。

(3) まん延防止措置

①感染対策の実施

- ①-1 町、学校及び事業者は、町民へマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ①-2 県の対処方針に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請、健康観察の実施等について、町民へ実践するよう促す。

(4) 予防接種

①予防接種体制

【特定接種】

国の指示により、国や県と連携し、地方公務員の対象者に対して、特措法第28条に基づき特定接種を行う。基本は、集団的な接種とされており、本人の同意を得て行う。

【住民接種】

- ①-1 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ①-2 町民が速やかに接種できるよう、事前に接種体制等について対策マニュアル等に定め、具体的な準備を進める。基本としては、集団的な接種とされており、関係機関の連携や協力体制のもとに実施する。

②情報提供

ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

①医療機関等への情報提供

国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

①町の業務継続

町（県）内発生時に備え、業務継続のための準備を開始する。

②要援護者対策

必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

③事業者の対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

④遺体の火葬・安置

火葬場等の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期 国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。	
◆県内・町内未発生期	
状態	県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない。
目的	町内発生に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	①町内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ②国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。 ③国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、県内未発生であっても、積極的な感染対策を行う。
◆県内・町内発生期	
状態	本町もしくは県内他市町村で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	①町内での感染拡大をできる限り抑える。 ②感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	①感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合は、積極的な感染対策等をとる。 ②医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 ③県内感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ④住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

①基本的方向性の確認

国の基本的対処方針及び県の対処方針が変更された場合は、必要に応じ、町対策本部会議を開催し、町における対処方針を確認する。

○県内・町内未発生期

- ①-1 国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに「上里町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、その会議を開催し、町の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。
- ①-2 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえて、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認し、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

◎県内・町内発生早期

- ①-3 県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに、町対策推進会議を開催し、必要な対策・措置や具体的な取り組みを準備・実施する。
- ①-4 県内での発生が確認された場合は、速やかに町対策本部会議を開催し、県内発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。
- ①-5 町対策本部は関係機関と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。

緊急事態宣言 (特措法第32条)

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHOの判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32条第1項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6条第1項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第32条第1項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足る正当な理由がある場合とし（特措法施行令第6条第2項）、その運用に当たって感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。なお、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

(2) 情報提供・共有

◇◆県内・町内未発生期、県内・町内発生早期共通

①情報提供

- ①-1 町民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ①-2 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

- ①-3 町民から新型インフルエンザ等電話相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。

②情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。

③新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制充実・強化

町は、国からの要請を踏まえ、国が作成する状況の変化に応じた新型インフルエンザ等対策に関するQ&A等を活用するなど、新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制を充実・強化する。

(3) まん延防止措置

◇県内・町内未発生期

①感染拡大防止措置

①-1 県が実施する感染拡大防止対策に基づき、町民・事業者等に対して次の勧奨を行う。

1. 町民・事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨。
2. 事業所に対し、職場における感染予防及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診。
3. 病院・高齢施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策。

①-2 町内発生に備え、町の施設の閉鎖について検討する。

①-3 町内発生に備え、県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、小・中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

- ② 町、学校及び事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合には、帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策を実践するよう促す。

- ③ 県の対処方針に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請について、町民へ実践するよう促す。

◆県内・町内発生早期

(国内感染期においても県内・町内発生早期であれば同様の対応)

町は、県が業界団体等を経由し、または直接、町民や事業者等に対して行う次の対策に対して協力する。

◎町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。

◎事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

◎ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、本町が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。

ア 外出自粛の要請に係る周知

県が、本町の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、町民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

イ 施設の使用制限の要請に係る周知

県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

ウ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、本町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

(4) 予防接種

◇◆県内・町内未発生期、県内・町内発生早期共通

①住民接種

- ①-1 国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、住民への接種に関する情報提供を行う。
- ①-2 パンデミックワクチンが全町民分製造されるまで一定の期間を要するが、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき接種を開始する。
- ①-3 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、町内に居住する者を対象に集団的な接種を行う。

②住民接種の広報・相談

病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

③住民接種の有効性・安全性に係る調査

町は、予め予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

【臨時の予防接種】

町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

①医療機関等への情報提供

引き続き、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

◇◆県内・町内未発生期、県内・町内発生早期共通

①要援護者対策

要援護者等に対し必要な対策を、以下のとおり実施する。

◎食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、それらの確保、配分・配布等を行う。

◎新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

②事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始を要請する。

③町民・事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

④遺体の火葬・安置

町は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク等を、区域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

水の安定供給

水道事業者である町は、町行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。
- ・感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。

◆県内感染拡大期・町内感染期

状態	県内、町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を県が実施する疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
目的	①健康被害を最小限に抑える。 ②町民生活および町民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 ②町の発生状況等を勘案し、町の実施すべき対策の判断を行う。 ③欠勤者の増大が予測されるが、町民生活、町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ④受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ⑤状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。

国内感染期の県内未発生期について

この段階において、県内において患者が発生していない場合、必要に応じて、国内発生早期の県内、町内未発生期の対応を継続することとする。

(1) 実施体制

①基本的方針の確認

町は、国内感染期に入ったことにより国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、町の対処方針を変更し、町民に周知する。

②実施体制の強化等

- ②-1 県内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、国や県からの情報の収集・共有を図るとともに、速やかに、町対策本部、新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、必要な対策・措置や具体的な取組を準備・実施する。
- ②-2 県が「県内・町内感染期」に入ったことを発表した場合には、上里町新型インフルエンザ等対策本部会議において、各部の連携を一層強化し、県内感染期における対策等を決定し実施する。
- ②-3 町対策本部は国・県・保健所等関係機関と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。
- ②-4 町は、町内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（県内・町内感染期）に入ったことを受け、メッセージを発表する。

(2) 情報提供・共有

①情報提供

- ①-1 引き続き、町民等に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、可能な限りやさしい日本語及び多言語により、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ①-2 引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場等、町内での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ①-3 引き続き、町民から新型インフルエンザ等電話相談窓口寄せられる問い合わせ、県や他市町村、関係機関等からの情報を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させる。

②情報共有

国や県、各関係機関等とインターネット等を活用し、対策の方針の伝達や対策の状況などリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。

③新型インフルエンザ等電話相談窓口の継続

新型インフルエンザ等電話相談窓口を継続し、状況の変化に応じた新型インフルエンザ等対策に関するQ&A等を基に、町民等に対し適切な情報提供を行う。

(3) まん延防止措置

①まん延防止策

- ①-1 町は、県が業界団体等を経由し、または直接、町民や事業者等に対して行う次の対策に対して協力する。
 - ◎町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ◎事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ◎ウイルスの病原性等を踏まえ、国が示す学校・保育施設等の臨時休業（学級閉鎖学年閉鎖・休校）等の感染拡大防止策の実施に資する目安を周知し、適切に実施するよう学校の設置者に要請する。
- ①-2 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

(4) 予防接種

①住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続して実施する。

②緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

①患者への対応等

町は、県や本庄市児玉郡医師会等と連携し、新型インフルエンザ等患者が適切な医療を受けられるよう支援する。また、患者の家族に対する支援を行う。

②在宅で療養する患者への支援

関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した対応等の支援を行う。

③県が行う臨時の医療施設の設置への協力

町は、県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

特措法第48条第1項及び第2項

（保健所設置町及び特別区以外の市町村も状況によっては設置する。）

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

①事業者の対応

町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

②町民・事業者への呼びかけ

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

③要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について

- ③-1 患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
- ③-2 要援護者に対する対策として引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、それらの確保、配分・配布等を行う。

④遺体の火葬・安置

町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

水の安定供給国内発生早期の項（P 34）を参照。

生活関連物資等の価格の安定等

- ①町は、国や県と連携し、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ②町は、国や県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③町は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。

遺体の火葬・安置

- ①町は、国から県を通じ、可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- ②町は、国から県を通じ、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。
- ③特定市町村は、特定都道府県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、特定都道府県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。
 - a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
 - b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。
- ④新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

要援護者対策

町は、国や県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

5 小康期	
状態	・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状態。
目的	町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材の調達等、第一波による体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。 ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 基本的対処方針の変更、緊急事態解除宣言、政府対策本部の廃止

①-1 基本的対処方針の変更（国）

国は、基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び対策の縮小・中止をする措置などの対処方針を公示する。

①-2 緊急事態解除宣言（国）

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときも含む。）

①-3 政府対策本部の廃止（国）

国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。

② 町対策本部の廃止

②-1 上里町新型インフルエンザ等対策本部の廃止と新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言の公示がされたときは、遅滞なく上里町新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。（特措法第32条第5項）

②-2 上里町新型インフルエンザ等対策推進会議等を開催し必要に応じて、新型インフルエンザ等対策に関わる関係団体等と、これまでの各段階における対策の検証を行い、第二波の流行に備えるために全町一体となった対策を推進する。

②-3 対策の評価・見直しこれまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。

（２）情報提供・共有

①情報提供

- ①-1 引き続き、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ①-2 町民から新型インフルエンザ等電話相談窓口に寄せられた問い合わせ、他市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

②情報共有

国や県、各関係機関等とインターネット等を活用し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達や対策の状況などリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。

③新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制の縮小

県からの要請を受け、新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制を縮小する。

（３）まん延防止措置

①個人における対策

流行の第二波に備え、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

②地域対策・職場対策の周知

流行の第二波に備え、引き続き、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染症対策を実施するよう促す。

（４）予防接種

①予防接種の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種として、住民接種を進める。

②緊急事態宣言がされている場合の措置

町は必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第４６条に基づく住民接種を進める。

（５）医療

①医療機関等との連携・協力

流行の第二波に備え、国や県から収集した新型インフルエンザ等の情報について、医療機関等に迅速に提供するなど、医療機関等と連携・協力する。

（６）町民生活及び町民経済の安定の確保

①町民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

②要援護者対策事業

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

③緊急事態宣言がされている場合の措置

国や県と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、
新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【資料編】

■ 関連組織一覧 P 4 5

■ 用語解説 P 4 6 ～ P 5 1

■ 特定接種の対象となり得る業種・職務（政府行動計画の別添） P 5 2 ～ P 5 9

■ 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例 P 6 0 ～ P 6 1

■ 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則 P 6 2 ～ P 6 3

■ 関連ホームページ

- ・ 厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>
- ・ 検疫所（海外渡航者のための感染情報）：<http://www.forth.go.jp/>
- ・ 国立感染症研究所：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ インフルエンザ関連死亡迅速把握システム：
<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/inf-rpd/index-rpd.html>
- ・ インフルエンザ様疾患発生報告（学校欠席者数）：
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-flulike.html>
- ・ 外務省「海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 埼玉県感染症情報センター：
<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/surveillance/>

■関連組織一覧

【本庁の組織】（P. 12 参照）

(ア)上里町新型インフルエンザ等対策本部
新型インフルエンザ等が発生した場合、上里町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長として設置し、総合的な対策を実施します。 町対策本部の組織は、上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（以下、「施行規則」という。）に基づき、関係各課（局）長等を本部員とし、部を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等対策を行う。
(イ)上里町新型インフルエンザ等対策本部会議
町長を本部長として設置し、新型インフルエンザ等への対策を推進します。また、発生時において、県対策本部長から発生状況、患者発生時の医療に関する事項、まん延防止策等の特定の事項を付議されたときは、対策本部会議を開催し、協議の結果を県対策本部長へ報告します。

【地域機関（県）の組織】

(ア)保健所
地域保健に関する広域的・専門的拠点として、関係機関との連絡調整、感染症発生動向の調査、疫学調査や検体の採取・輸送、相談応需等を行い、地域における新型インフルエンザ等対策を推進します。
(イ)衛生研究所
県の衛生行政の科学的、技術的中核として、関係部局と緊密な連携のもとに、新型インフルエンザ等に係る病原体の検査及び調査研究、疫学情報の収集・解析を行うとともに、保健所の疫学調査への技術支援等を行う。

【その他】

(ア)埼玉県新型インフルエンザ等専門家会議
本県の実情にあった新型インフルエンザ等対策を検討することを目的として設置し、新型インフルエンザ等発生時の専門的な技術的事項について調査検討等を行う。医学・公衆衛生学、法律等について学識経験を有する専門家で組織します。
(イ)地域別対策会議
原則として、二次医療圏を単位として設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む地域の中核的医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者により構成する。

■用語解説

本行動計画で使用している用語だけでなく、今後情報等で使用される用語についても掲載しています。
(アイウエオ順)

【ア行】

◎インフルエンザ

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

【カ】

◎家きん

鶏、アヒル、うずら等家畜として飼育されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

◎感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働省が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

◎感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床。

◎帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。

◎帰国者・接触者電話相談センター

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター。

◎抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

◎个人防护具 (Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためにバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

【サ】

◎サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

◎再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過し厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。（感染症法第6条第7項第2号）

◎指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

◎指定（地方）公共機関

指定公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第3条で定める、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人等で、政令で定めるもの。

指定地方公共機関とは特措法第2条第7号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

◎死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

◎住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

◎新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項第1号において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがある。

◎新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

◎新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

◎新型インフルエンザ等専用外来

政府行動計画では「帰国者・接触者外来」といい、本県での呼称が「新型インフルエンザ等専用外来」。新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来である。県及び保健所設置市が、地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。新型インフルエンザ等専用外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

◎新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

◎積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、その情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

◎相談窓口

県や市町村が、県民（市町村民）からの一般的な問合せに対応する窓口。海外発生期から設置し、県民（市町村民）に対して適切な情報提供を行い、疾患に関する相談や生活相談等（特に市町村）広範な内容にも対応します。

【タ】

◎致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

◎特定市町村

特措法第32条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村。

◎特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行われ、特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要がある。

◎特定都道府県

特措法第32条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村が属する都道府県。

◎トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

◎鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

【ナ】

◎濃厚接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）が発病したと推定される日の1日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

ア 世帯内接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）と同一住所に居住する者。

イ 医療関係者

個人防護具（PPE）を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防護策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者。

ウ 汚染物質への接触者

症例（患者（確定例）、疑似症患者）由来の血液、体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者等。

※その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離で、必要な感染予防策なしで、症例（患者（確定例）、疑似症患者）と接触があった者。

【ハ】

◎発症率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは全人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

◎パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

◎パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

◎病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

◎プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

◎PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

【ラ】

◎罹患率 (Attack Rate) * 政府行動計画では「発病率」

流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。発病率と同義。新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

■ 特定接種の対象となり得る業種・職務（政府行動計画の別添）

※埼玉県行動計画より抜粋

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

（１）特定接種の登録事業者

A 医療分野

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	（厚生労働省）
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	（厚生労働省）

（注１） 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1 に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	ー	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)
工業用水道業	ー	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	ー	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	ー	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	（経済産業省）
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	（経済産業省）
飲食物品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	（農林水産省） （経済産業省）
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	（経済産業省）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	（農林水産省）
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	（農林水産省）
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	（経済産業省）
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	（厚生労働省）
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	（経済産業省）
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	（経済産業省）
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	（環境省）

（注 2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注 3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分３：民間の登録事業者と同様の職務

区分１：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	県
県対策本部の事務	区分１	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分１	各市町村
市町村対策本部の事務	区分１	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分１	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分１	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分１	県 各市町村
地方議会の運営	区分１	県 各市町村

区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区 分	担当機関
令状発付に関する事務	区分２	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分２	（法務省）
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分２	（法務省）
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分１ 区分２	県警察本部
救急 消火、救助等	区分１ 区分２	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分１ 区分２	（防衛省）

区分３：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

（県、市町村）

■上里町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月13日

条例第 27 号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、上里町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員及び埼玉県職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(専門部会)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 専門部会に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、専門部会の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日から施行する。

■上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

令和4年4月1日

規 則 第29号

上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、上里町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年上里町条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、上里町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 対策本部は、上里町新型インフルエンザ対策行動計画（以下「行動計画」という。）の定めるところにより設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町内発生に備えた総合的な対策に関すること。
- (2) 町内発生時における危機管理及び健康被害対策に関すること。
- (3) 町内発生時における被害拡大防止策に関すること。
- (4) その他新型インフルエンザ等の対策に関すること。

(構成)

第4条 対策本部の本部長は、町長をもって充てる。副本部長は、副町長及び上里町教育委員会教育長をもって充てる。

2 対策本部の本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、くらし安全課において処理する。

(解散)

第6条 対策本部は、行動計画の定めるところにより解散する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月12日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 2 月18日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日規則第27号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第29号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第 4 条関係）

上里町新型インフルエンザ等対策本部

区分	役 職	職 名
1	本部長	町長
2	副本部長	副町長
3	副本部長	教育委員会教育長
4	本部員	児玉郡市広域消防本部上里分署消防吏員
5	本部員	本庄市児玉郡医師会上里代表医師
6	本部員	くらし安全課長
7	本部員	総務課長
8	本部員	総合政策課長
9	本部員	税務課長
10	本部員	町民福祉課長
11	本部員	子育て共生課長
12	本部員	健康保険課長
13	本部員	高齢者いきいき課長
14	本部員	道路整備課長
15	本部員	まちづくり推進課長
16	本部員	産業振興課長
17	本部員	会計課長
18	本部員	議会事務局長
19	本部員	教育総務課長
20	本部員	教育指導課長
21	本部員	生涯学習課長
22	本部員	上下水道課長

上里町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和４年８月改訂版

発 行：上里町

編 集：上里町健康保険課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本本 5 5 1 8

電話 0495-35-1221（代表） FAX 0495-33-2429